

令和2年4月1日改訂

授業料等減免等事務処理の手引き  
(学生用抜粋)

(令和2年度4月改訂版)

静岡県立看護専門学校

## 第1章 授業料の減免関係（要綱第2章関係）

### 第1節 対象者、免除額、申請書類

詳細は以下のとおりとする。なお、要綱第2条第1号（修学支援法）と第2号から第4号（生活保護ほか）を併用する場合は、修学支援法の規定により、第1号による免除後の授業料に、第2号から第4号のいずれかの免除を適用（上乘せ）することになるため、注意すること。

#### 1 要綱第2条第1号（修学支援法）

対象者	修学支援法に基づく授業料減免の認定要件を満たす者
対象者詳細	修学支援新制度事務処理要領のとおり
免除額	修学支援法の定めによる以下の区分による額 第Ⅰ区分（満額）、第Ⅱ区分（満額の2/3）、第Ⅲ区分（満額の1/3） ※満額…修学支援法に定める額（年166,800円）。本要件による減免の場合、本校の授業料全額（年172,000円）が減免されるわけではないので注意すること。
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第1号） <input type="checkbox"/> 修学支援新制度事務処理要領の規定により必要な以下の書類 ① 新規申請の場合 <input type="checkbox"/> 修学支援A様式1（授業料減免の対象者の認定に関する申請書） <input type="checkbox"/> 機構からの給付型奨学金採用候補者決定通知書の写（予約採用のみ） ② 継続申請の場合 <input type="checkbox"/> 修学支援A様式2（授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書）

#### 2 要綱第2条第2号（生活保護等）

##### (1) 生活保護

対象者	生活保護を受けている者（生活保護法第17条に規定する生業扶助のうち技能習得費（高等学校等就学費を含む）が給付されない者に限る。）
対象者詳細	生活保護の受給資格を有していることを生活保護受給証明書により証明できる者。なお、生活保護受給証明書に記載された受給期限が当該学期中に満了する時は、その時点で再審査する。
免除額	全額
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第1号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第13号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書

## (2) 里親等

対 象 者	里親若しくは保護受託者に委託又は児童養護施設に入所している者
対象者詳細	上記に該当することを証明する書類を提出できる者
免 除 額	全額
申 請 書 類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第 1 号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第 13 号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 里親等が発行する証明書又は児童相談所長が発行する委託通知の写

## (3) 就学援助

対 象 者	同一世帯に市町村から就学援助を受けている者がいる者
対象者詳細	同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている、又は受給が決定していることを証明する書類を提出できる者
免 除 額	全額
申 請 書 類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第 1 号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第 13 号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 市町村教育委員会の発行する就学援助受給証明書

## (4) 生活保護と同程度に困窮

対 象 者	上記(1)から(3)以外で生活保護を受けている者と同程度に困窮している者（同一世帯全員の収入が生活保護基準額の 1.1 倍未満の者） （※収入の審査基準等は別紙のとおり）
対象者詳細	対象者であることを証明する書類を提出できる者
免 除 額	全額
申 請 書 類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第 1 号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第 13 号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 資産を証明する書類（下記参考） <input type="checkbox"/> 収入を証明する書類（下記参考） <input type="checkbox"/> 生活保護基準額の算定に必要な書類（下記参考）（該当無の場合不要）
<b>【資産を証明する書類】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 預貯金関係<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 金融機関の発行する残高証明書</li><li><input type="checkbox"/> 金融機関の発行する取引明細書もしくは預金通帳の写（過去 1 年分）</li></ul></li><li>・ 不動産関係（不動産を所有している場合）<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書（評価額の分かるもの）</li></ul></li><li>・ その他<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> その他に保有する資産の内容を証明するもの （投資用資産として保有する金、有価証券等）</li></ul></li></ul>	

**【収入を証明する書類】**

- ・ 共通
  - 市町村の発行する所得証明書（又は課税証明書）（最新のもの）
  - ※ 非課税の場合は非課税証明書
- ・ 勤労収入の場合
  - 給与証明書（手引様式第 14 号）
  - ※ 給与証明書の提出が困難な場合、給与明細書の写（過去 1 年分。賞与を含む。）、源泉徴収票の写のいずれか
- ・ 事業収入の場合
  - － 青色申告の場合
    - 確定申告書の写、青色申告決算書の写（要税務署の受付印）
  - － 白色申告の場合
    - 確定申告書の写、収支内訳書の写（要税務署の受付印）
- ・ その他の収入
  - 年金、手当等の受給を証明する書類の写（遺族年金、高齢者の年金、児童扶養手当、失業給付等）
- ・ 上記の収入に係る書類の提出が困難な場合
  - 収入申告書（手引様式第 15 号）（養育費、預金取崩等、証明書が無い場合）
- ・ その他収入の審査に必要な書類  
以下のうち、該当するものについて提出

項目	証明書類
生計維持者が失業中	申立書（任意様式）
生計維持者が傷病で就労していない	診断書（取得できない場合申立書（任意様式））
生計維持者が蒸発等で所在不明	証明書（取得できない場合申立書（任意様式）） ※ 捜索願が警察に出されていることが原則
離婚調停中	離婚調停中であることの申立書（任意様式）

**【生活保護基準額の算定に必要な書類】**

以下のうち、該当するものについて提出

項目	証明書類
障害者加算	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は国民年金証書の写
妊婦・産婦加算	母子健康手帳の写
住宅扶助	借家等の契約書及び領収書等の写
教育扶助	学校長の証明書又は学校からの通知の写
医療扶助	医師の証明書又は診断書及び医療機関の発行する領収書又は支払証明書の写
介護扶助	介護施設等の領収書又は支払証明書の写

### 3 要綱第2条第3号（天災等）

対 象 者	入校後、または入校から過去1年以内にその世帯の居住する住宅が全壊、大規模半壊・半壊、床上浸水した者。ただし、大規模災害等の特別な事情がある場合には、この限りではない。（※）
対象者詳細	上記に該当することを証明する書類を提出できる者
免 除 額	全壊：全額（2期を限度） 大規模半壊・半壊：半額（2期を限度） 床上浸水：2か月（当期限り）
申 請 書 類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第1号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第13号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 市町村長、消防署長又は警察署長が発行するり災証明書

（※）大規模災害等の理由により、特別な事情があると認められる場合には、入校から過去1年以内の災害であるかによらず、弾力的に運用し、被災者への支援に努めるものとする。また、家屋に損害は無いが、特別な事情により避難生活を余儀なくされている場合等にも、その事情を減免対象者の要件に照らし、弾力的に運用する。

### 4 要綱第2条第4号（交通遺児等）

対 象 者	交通遺児等（※）であって、その世帯の主たる家計支援者の生活困窮の程度が次のいずれかに該当する者 (1) 所得税を納付しないこととなった者 (2) 市町村民税を納付しないこととなった者又は市町村民税の均等割のみを納付している者 (3) 国民年金の保険料の納付を免除されている者 (4) 同一世帯に児童扶養手当の支給を受けている者がいる者 (5) 同一世帯に市町村から就学援助を受けている者がいる者
対象者詳細	上記に該当することを証明する書類を提出できる者
免 除 額	全額

申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料減免申請書（要綱様式第 1 号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第 13 号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 交通遺児等である証明書（警察の事故証明書、死亡診断書又は後遺障害等認定票等） <input type="checkbox"/> 生活困窮と認められる条件に従い、以下の書類のいずれか	
	条件	必要書類
	(1) 所得税を納付しないこととなった者	市町村長等が発行する課税証明書
	(2) 市町村民税を納付しないこととなった者又は市町村民税の均等割のみを納付している者	市町村長等が発行する課税証明書
	(3) 国民年金の保険料の納付を免除されている者	社会保険事務所長が発行する決定通知書の写
	(4) 同一世帯に児童扶養手当の支給を受けている者がいる者	県又は市が発行する児童扶養手当受給証明書
	(5) 同一世帯に市町村から就学援助を受けている者がいる者	市町村教育委員会が発行する就学援助受給証明書

(※) 交通遺児等…保護者が自動車事故により死亡または重度の後遺障害を負った者。障害の場合は、自動車損害賠償保障法施行令(昭和 30 年政令第 286 号)別表第 1 の後遺障害第 1 級又は第 2 級及び別表第 2 の後遺障害第 1 級から第 3 級までに該当すること。なお、事故発生時期は、当該年度内に限らず、在学以前であっても該当する。

(略)

## 第2章 授業料の分割納付関係（要綱第3章関係）

### 第1節 対象者、申請書類

詳細は以下のとおりとする。なお、家計急変者への緊急対応については、授業料分割納付は適用外とする。

#### 1 要綱第2条に規定する者

対象者	要綱第2条に規定する授業料減免の要件を満たす者
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料分割納付申請書（要綱様式第3号） <input type="checkbox"/> 授業料減免申請書類に準じた書類（第1章第1節参考）

#### 2 生活保護同程度困窮に近似

対象者	同一世帯全員の収入が生活保護基準額の1.1倍に近似している者
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料分割納付申請書（要綱様式第3号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第13号） <input type="checkbox"/> 住民票の写（世帯全員のもの。原本。マイナンバーの記載のないもの） <input type="checkbox"/> 資産を証明する書類（第1章第1節の2(4)参考） <input type="checkbox"/> 収入を証明する書類（第1章第1節の2(4)参考） <input type="checkbox"/> 生活保護基準額の算定に必要な書類（第1章第1節の2(4)参考） (該当無しの場合不要)

#### 3 その他の特別な事情

対象者	その他の特別な事情があると校長が認める者
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料分割納付申請書（要綱様式第3号） <input type="checkbox"/> 家計調書（手引様式第13号） <input type="checkbox"/> 事情の内容により校長が必要と認める書類

(略)

### 第3章 授業料の納付猶予関係（要綱第4章関係）

#### 第1節 対象者、猶予期限、申請書類、延長後の授業料減免申請期限

詳細は以下のとおりとする。なお、猶予期限については、以下の定めによらず、前期の授業料については9月末、後期の授業料については3月末を越えないものとする。

- 1 授業料の減免を申請しようとする者のうち、授業料減免の申請期限までに、減免対象者であることを示すことが困難なやむを得ない事情がある者

##### (1) 猶予期限、申請書類（共通）

猶予期限	授業料減免承認・不承認または減免申請対象外の決定の日から1か月以内
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料納付猶予申請書（要綱様式第3号）

##### (2) 減免事由別の猶予対象者、延長後の授業料減免申請期限

###### ① 要綱第2条第1号（修学支援法）の場合

対象者	機構の給付型奨学金（新制度）の認定が当該授業料減免の申請期限に間に合わない者（新規申請の場合は原則全員該当）
延長後減免申請期限	延長対象外（本要件による減免は、減免申請時には減免実施根拠となる機構の給付型奨学金の認定結果は不要なため。）

###### ② 要綱第2条第2号（生活保護等）の場合

###### ア 生活保護

対象者	当該年度の以下の期日まで生活保護認定の申請をしたが、授業料減免の申請期限までに保護決定が行われない者 【前期】4月1日【後期】10月1日
延長後減免申請期限	生活保護決定の日から2週間以内

###### イ 里親、児童養護施設

対象者	授業料減免の申請期限までに証明書の提出が困難なやむを得ない事情があると認められる者
延長後減免申請期限	証明書発行の日から2週間以内

###### ウ 就学援助

対象者	当該年度の以下の期日まで就学援助の申請をしたが、授業料減免の申請期限までに受給決定が行われない者 【前期】市町村が定める4月分からの就学援助受給の申請締切 【後期】市町村が定める10月分からの就学援助受給の申請締切
延長後減免申請期限	就学援助受給決定の日から2週間以内

###### エ 生活保護と同程度に困窮

授業料納付猶予の対象外とする。

③ 要綱第2条第3号（天災等）の場合

対象者	やむを得ない事情により、り災証明書の提出が授業料減免の申請期限に間に合わない者
延長後減免申請期限	り災証明書発行の日から2週間以内

④ 要綱第2条第4号（その他）の場合

対象者	やむを得ない事情により、生活困窮と認められることを証明する各決定が授業料減免の申請期限に間に合わない者。その詳細は以下のとおりとする。
延長後減免申請期限	各決定の日から2週間以内

（要綱第2条第4号（その他）の納付猶予対象者の詳細）

生活困窮の条件	対象者詳細
(1) (2) 所得税、市町村民税	納付猶予対象外（公的機関への申請、承認等が無く、猶予する理由が無い場合）
(3) 国民年金保険料納付免除	当該年度の以下の期日まで国民年金保険納付免除の申請をしたが、授業料減免の申請期限までに免除決定が行われない者 【前期】4月1日【後期】10月1日
(4) 児童扶養手当	当該年度の以下の期日まで児童扶養手当の申請をしたが、授業料減免の申請期限までに支給決定が行われない者 【前期】市町村が定める4月分からの支給の申請締切 【後期】市町村が定める10月分からの支給の申請締切
(5) 就学援助	上記1(2)ウに同じ

⑤ 災害等の真にやむを得ない理由による者（各減免事由共通）

対象者	災害、傷病、その他本人の責めに帰すべき事情がない真にやむを得ない理由により、授業料減免の申請期限までに申請書類を提出できない者
延長後減免申請期限	真にやむを得ない理由がやんだ後15日以内

2 家計急変事由

対象者	家計急変事由が生じたことにより、授業料の緊急減免について事前相談を行った者
猶予期限	【前期】9月末日まで 【後期】3月末日まで
申請書類	<input type="checkbox"/> 授業料納付猶予申請書（要綱様式第3号）
延長後減免申請期限	延長対象外（家計急変者への緊急減免は随時の申請が可能のため）

（以降、略）